

民生委員・児童委員に対する感謝状授与要綱

1. 趣旨

社会奉仕の精神をもって保護指導のことに対し社会福祉の増進に貢献した民生委員・児童委員に対し、その職を退くに際してその労をねぎらい感謝の意をあらわすために市長より感謝状を授与する。

2. 感謝状授与の対象

3年以上の民生委員・児童委員の職にあったもので、その任期が満了し、又はその委嘱を解かれた者とする。ただし、一斉改選により引き続き委嘱をうけたもの及び民生委員法第11条の規定によりその職を解かれた者を除く。

3. 感謝状授与の時期及び方法

感謝状の授与は、民生委員・児童委員の任期が満了し、又は委嘱が解かれるときに行うものとする。

4. 実施の時期

この要綱は、昭和37年11月30日から実施する。